

16 資金の貸付・助成制度

(1) 生活福祉資金の貸付

障害のある人の世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るために資金の貸付を行います。

■ 対象者

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

※ 貸付には一定の条件がありますので、詳細についてはお問合せください。

■ 貸付内容

資金種類		貸付上限額	据置期間	返済期間	貸付 利子 連帯保証人
福祉 費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6か月以内	20年以内	原則連帯保証人を立てる（立てる場合は貸付利子は無利子） 連帯保証人を立てられない場合でも貸付を受けることができる（貸付利子は据置期間経過後年1.5%） ただし申込者が65才以上の場合は必ず必要（生活保護世帯を除く）
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～580万円 （技能習得期間によって異なる）		8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ※療養期間は、原則1年以内の場合	170万円		5年以内	
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ※当該経費を負担することが困難であると認められる期間が、原則として1年以内の場合	170万円		5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内	

資金種類		貸付 上限額	据置 期間	返済 期間	貸付 利子 連帯保証人
福祉 費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円	〃	3年 以内	〃
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費				
	就職、技能習得等の支度に必要な経費				
	その他日常生活上一時的に必要な経費				
緊急小口 資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由による時	10万円	貸付の日から 2か月以内	12か月 以内	無利子 連帯保証人 不要

※ 緊急小口資金と総合支援資金の貸付に際しては、原則として法に基づく生活困窮者自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの継続的な支援を受けることに同意していることを要件としています。

■ その他

◇ 総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労・家計指導等）と生活及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる低所得世帯に貸し付ける資金

◇ 教育支援資金

低所得世帯に対し教育支援費・就学支度費を貸し付ける資金

◇ 不動産担保型生活資金

低所得、要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸し付ける資金

問合せ：上越市社会福祉協議会本所（電話 025-526-1515）
及び各支所



社協ホームページ

17 税金の免除、軽減

障害のある人及び障害のある人を税法上の控除対象配偶者・扶養親族として
いる人に対し、税法上・条例上の優遇措置が設けられています。

※控除額等の詳細については各窓口へお問い合わせください。

種 類	内 容	控 除 額 等	窓 口
所 得 税	障害者控除（特別障害者） ・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・障害者控除対象者認定書	本人・扶養とも 40 万円 （扶養が同居の場合 35 万円加算）	高田税務署 025-523-4171 （自動音声 案内「1」）
	障害者控除 ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳「B」 ・精神障害者保健福祉手帳 2、3 級 ・障害者控除対象者認定書	本人・扶養とも 27 万円	
市 民 税 県 民 税 森林環境税	本人が障害者の場合、合計所得金額が 135 万円まで非課税		市役所税務課 又は 各総合事務所
	障害者控除（特別障害者） （所得税に同じ）	本人・扶養とも 30 万円 （扶養が同居の場合 23 万円加算）	
	障害者控除 （所得税に同じ）	本人・扶養とも 26 万円	
自 動 車 税	障害者の利用に供される自動車に係 る自動車税・軽自動車税 （減免対象となる障害及び減免対象 自動車については 77～78 ページ参 照）	43,500 円又は 45,000 円（総排気量 2.0 ℓ超 2.5 ℓ以下の 自家用乗用車の税額相 当額）を上限として減 免（減免上限額を超え る場合は差額分の納付 が必要）	78 ページ （■問合せ） 参照
軽自動車税		全額減免	

種 類	内 容	控 除 額 等	窓 口
個人事業税	視力に重度の障害がある人(両眼の視力が 0.06 以下の人)が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業	非 課 税	上越地域振興局 県税部
ゴルフ場利用税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人	非 課 税	各ゴルフ場
贈 与 税	特定障害者を受益者として、信託会社などと、「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合における受益者	信託受益権の価額が 6,000 万円又は 3,000 万円まで非課税	信託会社の 営業所
相 続 税	障害者控除 (特別障害者) (所得税に同じ)	20 万円×相続開始から 85 歳に達するまでの年数	高田税務署 025-523-4171 (自動音声案内「1」)
	障害者控除 (所得税に同じ)	10 万円×相続開始から 85 歳に達するまでの年数	
固定資産税	バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の減額	税額の 3 分の 1 を減額 (上限 100 m ² まで)	市役所税務課 又は 各総合事務所

自動車税・軽自動車税に係る減免

■ 対象者（交付日が4月1日以前の障害者手帳所持者のうち、下記表に該当する人）

※手帳の交付日が4月2日以降の場合は、手帳申請時に市に提出している作成日が4月1日以前の診断書の写しで代用可能。

◇本人運転の場合

区別 / 級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		—————						
聴覚障害			—————					
平衡機能障害				—————				
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害				—————	喉頭摘出に限る			
上肢不自由		—————						
下肢不自由		—————						※注
体幹不自由		—————				—————		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	—————						
	移動機能	—————						
心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、小腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害		—————		—————				
肝臓機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		—————						

※注「下肢不自由7級」が2つ以上ある場合は「下肢不自由6級」相当とする。

◇家族運転・介護者運転の場合

区別 / 級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		—————						
聴覚障害			—————					
平衡機能障害				—————				
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害				—————	喉頭摘出に限る			
上肢不自由		—————						
下肢不自由		—————						
体幹不自由		—————						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	—————						
	移動機能	—————						
心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、小腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害		—————		—————				
肝臓機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		—————						
知的障害		療育手帳「A」						
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人で自立支援医療（精神）受給者証の交付を受けている人（ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は医師の通院証明書で代用できる）						

■ 対象車両

- ① 納税義務者が身体障害者本人である車両
*ただし、家族運転の場合で、身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者においては、生計を一にする方が納税義務者の場合も含まれます。
- ② 車検証に「自家用」と記載されているものに限り、
- ③ 減免は、身体等に障害のある人一人につき、1台に限り、

■ 対象車両の利用状況

	運転者	利用頻度
本人運転	身体障害者が自ら運転	
家族運転※1	身体障害者等と生計を一にする人が運転	4月1日(新たに自動車を取得する場合は、登録の日)以降6か月以上継続して、かつ週1日以上又は月4日以上の使用
介護者運転※1	単身または、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する人が運転	4月1日(新たに自動車を取得する場合は、登録の日)以降1年以上継続して、かつ週3日以上の使用

※1 もっぱら障害者の通院、通学、通所、施設からの帰省又は生業(以下「通院・通学等」という。)の利用に供するためのものに限り、

■ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(複数所持している場合はその全て)
(手帳の交付日が4月2日以降の場合は、手帳申請時に市に提出している作成日が4月1日以前の診断書の写し)
- ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証(精神障害の場合のみ)
(ただし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書)
- ・車検証(電子車検証の場合は、「電子車検証」及び「自動車検査証記録事項」)
- ・運転免許証またはマイナ免許証※2
(家族運転・介護者運転の場合は、運転される人のもの)
※2 カードに記録されている特定免許証情報の提示が必要
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

上越市役所福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザにて発行しています。ただし、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、上越地域振興局健康福祉環境部で申請手続きをしてください。

*上記のほかに、家族運転の際は「同一生計証明書」、「通院・通学等の利用状況の証明書」
介護者運転の際は「常時介護証明書」、「通院・通学等の利用状況の証明書」

*軽自動車税の減免については、同一生計証明書は不要です。上記の必要書類と通院・通学等の利用状況の証明書をお持ちになり、税務課又は各総合事務所の窓口へお越しください。

「同一生計・常時介護証明書」の申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・通院・通学等の利用状況の証明書(利用日数及び期間の記載のある医師・学校長等の証明書)
- ・運転免許証
- ・車検証(新車購入の場合を除く)

■ 減免申請の時期

① 自動車税について

新規に自動車等を購入する場合は、登録時に(一財)長岡自動車協会(長岡・上越ナンバー)、または(一財)新潟県自動車標板協会(新潟ナンバー)へ申請してください。以前より所有している場合、また、登録時に減免を行わなかった場合は4月1日から納期限までの間に上越地域振興局県税部へ申請してください。

② 軽自動車税について

毎年4月1日に課税をし、年度途中での課税は行わないため、3月下旬から納期限7日前までの間を申請期間としています。*減免を希望される方は、毎年必ず申請を行う必要があります。

■ 問合せ

自動車税：上越地域振興局 県税部収税課 TEL 025-526-9311 FAX 025-526-9352
軽自動車税：上越市役所 税務課 TEL 025-520-5649



自動車税・軽自動車税
新潟県ホームページ



軽自動車税
上越市ホームページ

18 その他の福祉制度

(1) NHK 放送受信料の減免

■ 対象者

免除種類 手帳種類	全額免除 (障害のある人を世帯員に 有する場合)	半額免除 (障害のある人が世帯主の場合)
身体障害者手帳	世帯員全員が 市町村民税非課税の世帯	世帯主が視覚又は聴覚に障害のある人 世帯主が重度(1、2級)の障害のある人
療育手帳	世帯員全員が 市町村民税非課税の世帯	世帯主が重度(A判定)の障害のある人
精神障害者 保健福祉手帳	世帯員全員が 市町村民税非課税の世帯	世帯主が重度(1級)の障害のある人

■ 申請に必要なもの

・申請書 ・障害者手帳 ・印鑑

担当：福祉課福祉第二係 (TEL 025-520-5695)



市ホームページ

(2) 福祉バス運行事業

一般の交通機関を利用することが困難な身体・知的・精神に障害のある人の交通手段の一助として、リフト付福祉バスを運行しています。

■ 対象者

障害者団体、福祉施設など

■ 申請方法

事前に予約が必要です。申込み多数の場合は調整します。

■ 利用人数[乗車定員(運転手除く) ※車椅子2台分含む]

・ふれあい号：11人以上[36人]、 ・フレンド号：6人以上[22人]

■ 利用料金

走行距離に応じてご負担いただきます(ふれあい号 70円/km、フレンド号 50円/km)。また、高速道路や有料道路の通行料金及び駐車料金等は利用者に負担していただきます。

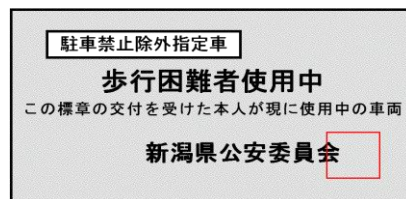
担当：福祉課福祉第二係 (電話：025-520-5695)



市ホームページ

(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付

標章を受けると公安委員会が道路標識等により
 駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車
 が可能となります。



■ 対象者

身体障害者手帳		療育手帳
視覚障害	1～4級	A
聴覚障害	2、3級	
平衡機能障害	3級	
上肢不自由	1級、2級の1・2	
下肢不自由	1～4級	
体幹不自由	1～3級	
運動機能障害（上肢）	1、2級 （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	精神障害者保健福祉手帳
運動機能障害（移動）	1～4級	1級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級	
免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

■ 申請窓口

- ・各警察署の交通課
- ・電子申請が可能ですが、標章の交付は各署交通課窓口において行います（電子交付はありません）。

※電子申請についての詳細は、「電子政府の総合サイト【e-Gov】」からご確認ください

■ 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳等又はその写し
- ・申請者が本人であることを証する書面等
 - ※1 本人が来署申請する場合は不要
 - ※2 電子申請で本人のマイナンバーカード使用の場合は不要
 - ※3 住民票を使用する場合、3か月以内に交付され、障害のある人の住所・氏名が記載されており、個人番号が省略されているもの

※障害のある人以外の方が代理申請する場合には、申請資格や必要書類がありますので、申請する警察署の交通課へ事前に問い合わせてください。

■ 駐車禁止除外指定車標章使用時の注意事項

- ① 標章を使用して駐車することができるのは、標章の交付を受けた人が、当該車両を運転若しくは同乗する場合に限りです。
- ② 標章を貸与したり、譲渡したりすると、新潟県公安委員会から当該標章の返納を命ぜられることがあります。
- ③ 運転者が車両を離れるときには、標章と「運転者の連絡先又は用務先」を記載した書面の掲示が必要です。

問合せ：警察署交通課 上越警察署（電話：025-521-0110）
 妙高警察署（電話：0255-72-0110）



県警察ホームページ

(4) 新潟県おもいやり駐車場制度

利用証の交付を受けると、おもいやり駐車場の案内表示がある駐車スペースに駐車が可能となります。下記申請窓口では、利用証を即日交付します。

■ 対象者

下記基準に該当する人で、かつ歩行が困難又は歩行に配慮が必要な人

身体障害者		知的障害者	
身体障害者手帳	視覚障害	4級以上	療育手帳所持者
	平衡機能障害	5級以上	精神障害者
	上肢不自由	2級以上	精神障害者保健福祉手帳
	下肢不自由	6級以上	2級以上
	体幹不自由	5級以上	難病患者
運動機能障害（上肢）	2級以上	特定医療費（指定難病）受給者	
運動機能障害（移動）	6級以上	特定疾病医療受給者	
その他内部機能障害等	4級以上		
発達障害のある人 高齢者 妊産婦 その他けが人又は病気等の人	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた人 介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の人 原則として妊娠7か月から産後1年半までの人 （多胎児の場合、産後3年まで延長） その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる人		

■ 申請窓口

福祉課、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）、各総合事務所

■ 申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 下記の確認書類（再交付申請時は不要）
- ・ 現在お使いの利用証（更新申請、破損による再交付申請のみ）

確認書類

障害者	障害者手帳	難病患者	受給者証（特定医療費、特定疾病）
高齢者	介護保険被保険者証		
妊産婦	母子健康手帳	その他	診断書

■ その他

- ◇ 郵送で申請する場合は、確認書類の写しと180円切手を同封してください。
- ◇ 有効期限は、利用証に記載されている年月の月末までです。
- ◇ 有効期限の月の前の月から更新手続きができます（新潟県から更新手続きの案内はありませんのでご注意ください）。

問合せ：新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係
（電話：025-280-5211）
福祉課福祉第二係（電話：025-520-5695）



市ホームページ

(5) 有料道路の通行料金割引

本人が有料道路を利用する際の通行料金が割引されます。

※50%以内（営業用は除く）

■ 対象者

- ◇ 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者
- ◇ 介護者運転の場合：身体障害者手帳第1種、療育手帳A所持者

※第1種身体障害者については86ページ参照。

■ 申請に必要なもの

- ・申請書 ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・免許証（本人運転のみ）
- （ETC ご利用の場合は上記の他に次の3点が必要です。）
- ・車検証
- ※所有者、使用者の名称欄に法人名が記載されているものは対象外
- ・ETCカード（

※住所や使用車両の変更等の手続きの場合にも上記の書類等が必要です。

※軽トラックは割引対象になりません。

※有効期限の2か月前から更新手続きができます。

※車を所有していない人も申請可能です。

担当：福祉課福祉第二係（電話：025-520-5695）

(6) 旅客鉄道運賃の割引

■ 対象者及び割引内容（JRの場合）

各駅の乗車券発売窓口障害者手帳を提示して乗車券を購入します。

対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人	割引率
第1種 身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券	単独で利用する場合 (片道100kmを超える場合のみ)	本人	50%
		介護人と共に利用する場合	本人、介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人、介護人 小学生の定期乗車券は 割引されません	
	普通回数 乗車券	介護人と共に利用する場合	本人、介護人	
第2種 身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券	単独で利用する場合 (片道100kmを超える場合のみ)	本人	50%
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護人 と共に利用する場合	介護人 小学生の定期乗車券は 割引されません	
JRが指定する 福祉施設の 入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人	50%
		介護人と共に利用する場合	本人、介護人	

※割引となる介護人は障害のある人1人につき1人が限度です。

※第1・2種身体障害者、第1・2種知的障害者、第1・2種精神障害者については86ページ参照。

■ えちごトキめき鉄道、北越急行（ほくほく線）

対象者	割引となる人	割引率
第1種身体障害者、第1種知的障害者、 精神障害者1級	本人、介護人1人	50%
第2種身体障害者、第2種知的障害者、 精神障害者2、3級	本人	

※ 第1・2種身体障害者、第1・2種知的障害者については86ページ参照。

問合せ：JR 東日本お問合せセンター（電話：050-2016-1600） えちごトキめき鉄道（電話：025-543-3160（直江津駅）） 北越急行（ほくほく線）（電話：025-752-0770（ほくほく線十日町駅））

（7）ハイヤー・タクシーの運賃割引

ハイヤー・タクシーを利用する場合には、運賃が割引されます。
割引運賃にタクシー利用券を利用することも可能です。

■ 対象者及び割引内容

対象者	割引の対象区間	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者（※） 	対象者本人が乗車した区間	10%

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者への割引は一部の事業所で実施しています。

（8）福祉有償運送

タクシー等の公共の交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されず、身体に障害のある人や要介護者等の移送が確保されていない場合に、NPO法人等が会員に対して、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

■ 対象者

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な以下の人です。

- ・身体障害者手帳所持者
- ・要介護認定者
- ・要支援認定者
- ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）のある人

■ 利用条件

実施主体の旅客名簿に登載（会員登録）されていること

※ 当分の間は運送の発地又は着地のいずれかが、運送を行う実施事業者の事務所がある区域内となっています。

■ 市内実施事業者（R8.4 現在）

実施事業者名	電話番号
NPO法人 NPO 雪のふるさと安塚（安塚区）	025-592-3880
NPO法人 三和区振興会（三和区）	025-529-2345
NPO法人 スキップ（合併前上越市）	090-6794-5414
NPO法人 ギフテッド（合併前上越市）（※）	025-542-9129

※ 利用者は、NPO法人ギフテッドが提供する児童発達支援事業利用者又は、放課後等デイサービス利用者に限ります。

(9) バス運賃の割引

定期バス路線（高速バス含む）を利用する場合には、運賃が割引されます。

■ 対象者及び割引内容

対 象 者		乗車券種類	割引となる人		割引率
			本人	介護人	
身体・知的	<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者 第1種知的障害者 児童福祉施設の入所児 	普通券	○	○	50%
		定期券	○	○	30%
		普通券（小学生以下）	○	○	50%
		定期券（小学生以下）	×	○	30%
	<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障害者（2、3級） 	普通券	○	○	50%
		定期券	○	○	30%
		普通券（小学生以下）	○	○	50%
		定期券（小学生以下）	×	○	30%
	<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障害者（4～6級） 第2種知的障害者 	普通券	○	×	50%
		定期券	○	×	30%
		普通券（小学生以下）	○	○	50%
		定期券（小学生以下）	×	○	30%
精神	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級） 	普通券	○	×	50%
		定期券	○	×	30%
		普通券（小学生以下）	○	×	50%
		定期券（小学生以下）	×	×	—

※ 第1・2種身体障害者、第1・2種知的障害者については86ページ参照。

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者については、県外高速バスの割引はありません。

※ 手帳に写真が貼付されていない場合は、割引が受けられませんので、写真の貼付を希望される場合は福祉課へ申請してください。

※ バス運賃の割引内容については、バス事業者によって異なる場合がありますので、乗車前にご確認ください。

■ 利用方法

定期乗車券は、身体障害者手帳等を提示し購入します。

現金乗車の場合は、料金支払時に身体障害者手帳等の写真が貼付されたページを開いて乗務員に提示します。

(10) 航空運賃の割引

国内各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、運賃が割引されます。航空券販売窓口对身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示して航空券を購入してください。

■ 対象者及び割引内容

対象者	利用形態	割引となる人	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 	単独で利用する場合	本人	航空会社により異なる
	介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人	

※ 12歳未満の人は割引されません。

※ 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。

(11) 旅客船運賃の割引

佐渡汽船の旅客航路を利用する場合には、運賃が割引されます。乗船券発売窓口对身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示して乗船券を購入してください。紙形式の手帳の他、カード形式、スマートフォンアプリ等の形式での提示も可能です。

■ 対象者及び割引内容

対象者	利用形態	割引となる人	割引率
第1種身体障害者 第1種知的障害者 精神障害者1級	単独で利用する場合	本人	佐渡汽船はカーフェリー2等及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)
	介護人と共に利用する場合	本人、介護人 (視覚及び聴覚障害のある人の場合は通訳・介助員)	佐渡汽船はカーフェリー全等級及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)
第2種身体障害者 第2種知的障害者 精神障害者2、3級	—	本人	佐渡汽船はカーフェリー2等及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)

※第1・2種身体障害者、第1・2種知的障害者については86ページ参照。

問合せ：佐渡汽船予約センター
 (電話：025-245-6122、FAX：025-241-8218
 メール：yoyaku@sadokisen.com)

◆ 第1種身体障害者、第2種身体障害者の区分

- ・ 身体障害者手帳のおもて面に表示されています。
- ・ 障害区分及び障害等級により決まります。

障害区分／手帳等級		第1種身体障害者			第2種身体障害者		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害					4級の1		
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声、言語、そしゃく機能障害							
上肢不自由							
下肢不自由			2級の1、2級の2				
体幹不自由							
脳病変による 運動機能障害 (※1)	上肢機能障害		(※2)				
	移動機能障害			(※3)			
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸機能障害							
免疫機能障害							
肝臓機能障害							

※1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に限ります。

※2 1上肢のみに運動機能障害のある人は、第2種身体障害者となります。

※3 1下肢のみに運動機能障害のある人は、第2種身体障害者となります。

◆ 第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分

第1種知的障害者 … 療育手帳 A 第2種知的障害者 … 療育手帳 B

◆ 第1種精神障害者、第2種精神障害者の区分

第1種精神障害者 … 1級 第2種精神障害者 … 2級・3級

(12) 郵便料金の割引

指定施設の発受する点字郵便物及び視覚障害者用録音郵便物（3 kgまで）が無料になります。その他、ゆうパック等の料金割引があります。

(13) NTT電話番号案内料金の無料取扱(ふれあい案内)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な人、知的障害及び精神障害のある人を対象に番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。

ご利用には、事前に登録が必要です。

■ 対象者

- ・ 視覚障害 1～6 級
- ・ 肢体不自由 1～2 級（上肢、体幹、脳原性運動機能障害）
- ・ 聴覚障害 2～6 級
- ・ 音声、言語、そしゃく機能 3～4 級
- ・ 療育手帳所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ：NTT フリーダイヤル（電話：0120-104174、FAX：0120-104134）

(14) スマートフォン・携帯電話サービスの割引

■ 割引内容

- ・ 基本使用料
 - ・ 付加機能使用料
- ※ 割引率は各社にお問合せください。

■ 対象者

- ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳の所持者

■ 対象機種

- ・ NTT ドコモ
- ・ au
- ・ ソフトバンク

問合せ：各社取扱店

(15) 「NET119」・「FAX119」の登録

聴覚又は、言語機能に障害等のある人が火災・救急等の緊急通報を行うための通報手段です。ご利用いただくには、事前登録が必要です。NET119は全国どこからでも、スマートフォンや携帯電話を使って、簡単な画面操作で緊急通報が行えるシステムです。FAX119は、必要事項を記載した用紙をFAXにセットし、「119」番へ発信します。

※ お使いのFAXの機種によっては、対応できない場合がありますので、回線業者または販売店にご確認ください。

■ 対象者

上越市・妙高市に在住又は、通勤・通学し、聴覚又は言語機能に障害等がある人

※ 障害者手帳の交付を受けている必要はありません。

■ 登録方法

届出用紙等に必要事項を記入し、上越市福祉課又は消防局指令統制課へ提出してください。届出用紙はどちらにもあります。また、ホームページからもダウンロードできます。



上越地域消防局
ホームページ

問合せ：上越地域消防局 指令統制課
(電話：025-545-0228、FAX：025-545-0233)

(16) 施設の使用料等減免取扱い

下記の施設の使用料・入館料等がおおむね半額となります。減免を受けようとする場合は、手帳の提示が必要です（スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の提示も可能です）。

■ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（身体障害者手帳の等級が1～3級、療育手帳の判定がAの人については、同行する介助人のうち1人）

■ 対象施設

	施設名	電話
合併前 上越市	くるみ家族園	025-544-7440
	リージョンプラザ上越 (市民プール、レジャープール、 アイスアリーナ、上越科学館※)	025-544-2122
	金谷山スーパーボブスレー・リフト	025-525-4295
	交通公園ゴーカート	025-543-5948
	高田城三重櫓	025-524-3120
	日本スキー発祥記念館	025-524-3120
	水族博物館 うみがたり	025-543-2449
	歴史博物館	025-524-3120
	小林古径記念美術館	025-523-8680
	総合体育館	025-525-4144
	勤労身体障害者体育館	
	高田スポーツセンター	025-524-6119
	オールシーズンプール	025-524-3130
	八千浦交流館はまぐみ (浴場、休憩室)	025-543-3191
	高田城址公園 (陸上競技場、弓道場)	025-524-6119
安塚区	キューピットバレイスキー場 (リフト券1日券、 個人シーズン券(通常価格)) ※障害者(児)本人のみ	025-593-2041
	安塚B & G海洋センター	025-592-2003
浦川原区	浦川原体育館	025-599-2356
大島区	大島多目的ホール	025-594-3900

施 設 名		電 話
牧 区	深山荘（浴場）	025-533-6785
	牧歴史民俗資料館	025-533-5117
	牧体育館	025-533-5130
	牧プール	025-533-5130
柿崎区	柿崎総合体育館 （かきざきドーム）	025-536-6636
	柿崎屋内水泳プール	025-536-3758
大潟区	上越体操場ジムリーナ	025-546-7680
	大潟体操アリーナ	025-534-5696
	鵜の浜人魚館（小学生未満無料）	025-534-6211
	大潟体育センター	025-534-4552
頸城区	坂口記念館	025-530-3100
	頸城B & G海洋センター	025-530-2310
吉川区	吉川ゆったりの郷	025-548-3911
	吉川スカイトピア遊ランド	025-547-2221
	吉川体育館	025-548-2177
中郷区	中郷総合体育館	0255-74-3233
清里区	星のふるさと館	025-528-7227
	清里スポーツセンター	025-528-7300
三和区	三和体育館	025-532-4030
	三和スポーツセンター	
名立区	シーサイドパーク名立 （ビックボブスレー）	025-537-2121
	うみてらす名立 ゆらら	025-531-6300
	ろばた館	025-538-2635

※上越科学館は等級に限らず本人・介助者（1人）ともに無料です。

※その他、国立・県立の施設等も利用料の免除があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。



市ホームページ